

- 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

| 食品群 | 規制値 |
|-----------|-----|
| 飲料水 | 200 |
| 牛乳・乳製品 | 200 |
| 野菜類 | 500 |
| 穀類 | |
| 肉・卵・魚・その他 | |

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



| 食品群 | 基準値 |
|-------|-----|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 一般食品 | 100 |
| 乳児用食品 | 50 |

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

(単位：ベクレル/kg)

厚生労働省「食品中の放射性物質の対策と現状について(概要)」より作成  厚生労働省

2012(平成24)年3月までの「暫定規制値」に適合している食品においても、健康への影響という面では安全はじゅうぶんに確保されていました。しかし、より一層食品の安全、安心を確保する観点から見直しがなされて、2012(平成24)年4月1日より現行の「基準値」が設定されました。

まず、暫定規制値の設定では、上限濃度に放射性物質を含む食物を1年間食べ続けたとした場合でも、そこから受ける追加の線量が年間5ミリシーベルトを超えないということが根拠になっていました。

現行の基準値を設定するに当たって、上限濃度に放射性物質を含む食物を1年間食べ続けたとした場合でも、そこから受ける追加の線量が年間1ミリシーベルトを超えないという考え方が根拠にありました。その結果、暫定規制値では5項目に分類されていた食品が現行の基準値では4項目に再分類されました。最も摂取頻度の高い「飲料水」については10ベクレル/kgが設定されました。また、乳幼児による摂取量が多い「牛乳」については50ベクレル/kgに下げられ、同時に、乳児の安全性確保の面から「乳児用食品」という新たな項目が設定され、牛乳と同じレベルの50ベクレル/kgとされました。それ以外の「一般食品」全てについては100ベクレル/kgという値が設定されました。一般食品として全部を一括りにした背景には、個人の食習慣の違いからくる追加線量の差を最小限にするという考えがありました。どんな食品を食べても、それらが基準値内であれば安全は確保できるという値として設定されました。国民にとってわかりやすい規制になると同時に、国際的な考え方も整合が取られています。

本資料への収録日：2013年3月31日

関連 Q&A

- ・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・4章 QA23 食品や飲料水に含まれる放射性物質に関する規制は、どのようなものですか
- ・4章 QA24 食品中の放射性物質の基準値は、どのように決められたのですか
- ・4章 QA75 平成24年3月15日付の食安発0315第4号で示した「食品中の放射性セシウム検査検査法」により測定した場合の、検査の検出限界値を食品区分ごとに示してください